

回復期リハビリテーション病棟入院料 1、2
回復期リハビリテーション病棟入院料 3、4
特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
の施設基準に係る届出書添付書類

今回届け出る入院料（該当する選択肢1つを○で囲むこと） 1：回復期リハビリテーション病棟入院料 1 2：回復期リハビリテーション病棟入院料 2 3：回復期リハビリテーション病棟入院料 3 4：回復期リハビリテーション病棟入院料 4 5：特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	1・2・3・ 4・5
---	---------------

1. 施設基準に係る届出書添付書類

①	直近6か月間における退院患者数	名
(再掲) (1)	他の保険医療機関へ転院した者等を除く患者数	名
②	在宅復帰率 (1)／①	%
③	直近6か月間に当該病棟に新たに入院した患者数	名
④	上記③のうち、次のいずれかに該当する患者数 (Ⅰ) 入院時の日常生活機能評価が10点以上又はFIM総得点が21点以上55点以下であった患者 (Ⅱ) 高次脳機能障害と診断された患者 (基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。) (Ⅲ) 脊髄損傷と診断された患者 (基本診療料の施設基準等別表第九第一号に規定する患者に限る。)	名
⑤	新規入院患者における重症者の割合 ④／③	%

2. 当該病棟における土曜日、休日の従事者の体制について

当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士の土曜日、休日における配置	1. 配置あり 2. 配置なし
---	--------------------

3. 1日当たりリハビリテーション提供単位数

		休日	休日以外
⑨	直近1か月間に回復期リハビリテーション病棟又は特定機能病院リハビリテーション病棟に入院していた回復期リハビリテーションを要する状態の患者の休日又は休日以外の延入院日数	日	日
⑩	直近1ヶ月に上記患者に対して提供された疾患別リハビリテーションの休日・休日以外別総単位数 (i + ii + iii + iv + v)	単位	単位
再掲	i 心大血管疾患リハビリテーション総単位数	単位	単位
	ii 脳血管疾患等リハビリテーション総単位数	単位	単位
	iii 廃用症候群リハビリテーション総単位数	単位	単位
	iv 運動器リハビリテーション総単位数	単位	単位
	v 呼吸器リハビリテーション総単位数	単位	単位
⑪	1日当たりリハビリテーション提供単位数 (⑩/⑨) ※ 3単位以上であること。	単位	単位
算出期間における休日・休日以外の日数		日	日

(算出期間 : 年 月 日～ 年 月 日)

4. 院内研修の実施状況

日常生活機能評価票に係る院内研修の実施状況	実施日 : 年 月 日
FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会の実施状況	実施日 : 年 月 日

5. 高次脳機能障害の患者の退院支援に係る体制

高次脳機能障害の患者に適したサービスを提供するものの情報を把握し、これらの患者の退院時に説明や必要に応じて文書を提供できる体制	整備されている
---	---------

6. 院外の保険医療機関を対象とした研修の実施状況（特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に限る。）

院外研修の実施状況 (直近1ヶ月間の実施回数)	回
----------------------------	---

[記載上の注意]

- 「1の①」の直近6か月間における退院患者数については、入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）へ転棟した患者及び他の保険医療機関に転院した患者（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般）又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）を除く。また、他の保険医療機関へ転院した者等とは、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した患者、他の保険医療機関（有床診療所入院基本料（別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当するものに限る。）を算定する病床を除く。）へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者のことをいう。
- 「④」について、区分番号「A246」入退院支援加算の地域連携診療計画加算を算定する患者が当該病棟に転院してきた場合には、当該患者に対して作成された地域連携診療計画に記載された日常生活機能評価の結果を入院時の日常生活機能評価としてみなす。
- 当該病棟に配置されている専従の職員（常勤理学療法士又は常勤作業療法士及び常勤社会福祉士等）の勤務状況がわかる書類を添付すること。
- 当該医療機関における休日のリハビリテーション提供体制がわかる書類を添付すること。
- 専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士及び常勤社会福祉士の配置については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士を組み合わせ配置している場合についても、「配置あり」として差し支えない。